

**建築士法第15条第3号の規定により、同条第1号及び第2号に掲げる者と
同等以上の知識及び技能を有する者の指定の改正（案）の概要**

千葉県県土整備部都市整備局建築指導課

1 改正の理由

「建築士法の一部を改正する法律（平成30年法律第93号。以下、「改正法」という。）」の制定により、建築士試験の受験資格の要件となっている実務経験の審査手続きが厳格化されるとともに、実務経験の一部が、受験時の要件から免許登録時の要件に移行されます。

この改正に伴い、現行法第15条第1号及び第2号に掲げる者の受験資格が改正されることから、同条第3号に規定する「知事が同条第1号及び第2号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有する者」の受験資格を有する者について、改正します。

受験資格の改正の概要（当該指定の改正は赤枠の部分）

	改正後 受験資格			改正前 受験資格		
	必要 単位	経験 年数	根拠法	必要 単位	経験 年数	根拠法
① 学校教育法による大学若しくは高等専門学校、旧大学令による大学又は専門学校令による専門学校において国土交通大臣の指定する建築に関する科目を修めて卒業した者	20 単位	0年	改正法 第15条 第1号	40 単位	0年	現行法 第15条 第1号
② 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令による中等学校において、国土交通大臣の指定する建築に関する科目を修めて卒業した者	20 単位	0年		20 単位	3年 以上	現行法 第15条 第2号
③ 都道府県知事が上記①②と同等以上の知識及び技能を有すると認める者	改正法第15条第2号 → 知事が指定する			現行法第15条第3号 → 知事が指定する		
④ 建築実務の経験を7年以上有する者	—	7年 以上	改正法 第15条 第3号	—	7年 以上	現行法 第15条 第4号

※経験年数は、建築実務に関する経験年数

2 改正の内容

改正法第15条第2号の規定に基づき、同条第1号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認める者を、次の(1)から(6)に示す。

(1) 次の表の学校に掲げる学校において、国土交通大臣の指定する建築に関する科目を同表の改正後受験資格の修得単位数の欄に掲げる単位以上を修めて卒業した後、それぞれの区分に応じ、同表の改正後受験資格の経験年数の欄に掲げる年数以上の建築実務の経験を有する者とする。

学校	改正後 受験資格		改正前 受験資格	
	修得単位数	経験年数	修得単位数	経験年数
学校教育法に基づく大学又は高等専門学校	20単位	0年	30単位	1年
			20単位	2年
防衛省設置法に基づく防衛大学校又は職業能力開発促進法に基づく職業能力開発総合大学校、職業能力開発大学校若しくは職業能力開発短期大学校	20単位	0年	40単位	0年
			30単位	1年
			20単位	2年
学校教育法に基づく高等学校又は中等教育学校	15単位	1年	15単位	4年

(2) 次の表の学校の欄に掲げる学校を卒業したことを入学資格とする学校教育法に基づく専修学校又は各種学校において、修業年限が同表の修業年限の欄に掲げる年数以上で、国土交通大臣の指定する建築に関する科目を同表の改正後受験資格の修得単位数の欄に掲げる単位以上を修めて卒業した後、それぞれの区分に応じ、同表の改正後受験資格の経験年数の欄に掲げる年数以上の建築実務の経験を有する者とする。

学校	修業年限	改正後 受験資格		改正前 受験資格	
		修得単位数	経験年数	修得単位数	経験年数
学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令に基づく中等学校	2年	20単位	0年	40単位	0年
				30単位	1年
				20単位	2年
学校教育法に基づく中学校又は義務教育学校	1年	20単位	0年	20単位	3年
	2年	15単位	1年	15単位	4年
学校教育法に基づく中学校又は義務教育学校	1年	10単位	2年	10単位	5年
	2年	15単位	1年	15単位	4年

(3) 次の表の学校の欄に掲げる学校を卒業した後、さらに職業能力開発促進法に基づく職業能力開発校、職業能力開発促進センター、障害者職業能力開発校又は認定職業訓練において、修業年限が、同表の修業年限の欄に掲げる年数以上で、国土交通大臣の指定する建築に関する科目を同表の改正後受験資格の修得単位数の欄に掲げる単位数以上を修めて卒業した後、それぞれの区分に応じ、同表の改正後受験資格の経験年数の欄に掲げる年数以上の建築実務の経験を有する者とする。

学校	修業 年限	改正後 受験資格		改正前 受験資格	
		修得単位数	経験 年数	修得単位数	経験 年数
学校教育法に基づく高等学校若しくは 中等教育学校又は旧中等学校令に基づ く中等学校	3年	20単位	0年	30単位	1年
	2年	20単位	0年	20単位	2年
	1年	20単位	0年	20単位	3年
学校教育法に基づく中学校又は義務教 育学校	3年	20単位	0年	20単位	3年
	2年	15単位	1年	15単位	4年
	1年	10単位	2年	10単位	5年

(4) 建築士法第2条第5項に規定する建築設備士（変更なし）

(5) この告示の施行の前日に、昭和45年千葉県告示第253号に掲げる課程に在学した者であって、当該課程を修めて卒業した者

(6) 上記(1)から(5)に掲げる者のほか、知事が改正法第15条第1号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認める者

3 施行期日

令和2年3月1日